

○ 鈴鹿工業高等専門学校全国高専共同利用マテリアル分析センター規程

〔令和5年4月1日〕
規則第120号

最終改正令和7年7月2日

鈴鹿工業高等専門学校全国高専共同利用マテリアル分析センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構共同利用拠点の認定等に関する規則（機構規則第139号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、全国高専共同利用マテリアル分析センター（以下「センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、センターに導入している最新の設備機器の学内共同利用及び学外共同利用、管理運営並びに共同利用拠点における本校の教育研究の進展に資するとともに、本校、他大学等及び民間機関等の交流の場として地域の発展と産学官連携推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全国高専との研究設備・機器の共用を推進に供すること。
- (2) 分析機器の遠隔利用の促進に供すること。
- (3) 学内共同利用及び学外共同利用の推進に供すること。
- (4) 第1号から前号に関係する学生の創造的活動又は卒業研究及び特別研究に係る利用に供すること。
- (5) 共同利用者に対し、施設の利用に関する技術的支援及び必要な情報の提供等の支援に供すること。
- (6) センターの業務計画並びに機器、設備の管理運営及び保守に関すること。
- (7) その他センターの運営に必要な事項。

(組織)

第4条 センターに、センター長及び副センター長を置き、センター長は研究主事を持って充てる。

2 センター長は、校長の命を受けてセンターの業務を掌理する。

3 センターに、副センター長を置き、校長が指名する。

4 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

5 センターに教育研究支援センター職員（以下「支援センター職員」という。）若干名を置く。

6 支援センター職員は、センター長の命を受けてセンターの業務を処理する。

(全国高専共同利用マテリアル分析センターマネジメント委員会)

第5条 センターに、全国高専共同利用マテリアル分析センターマネジメント委員会(以下「委員会」)

という。)を置く。

2 委員会は次に定める者をもって充てる。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 教育研究支援センター長

(4) その他センター長が必要と認めた者

3 センター長は、必要に応じ会議を開催し、その議長となる。

(庶務)

第6条 センターに関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営その他必要な事項は、委員会等の議を経て、校長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年7月2日から施行する。